

千葉市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（21千監（住）第3号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成21年12月7日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

- 1) 千葉市長は千葉市中央区新宿2丁目9番8号にある千葉韓国会館が地方税法第367条及び千葉市市税条例（以下「市税条例」という。）第9条に該当するものとして、固定資産税及び都市計画税を全額免除した。（証1）
- 2) 在日本大韓民国民団千葉県地方本部（以下「民団千葉県本部」という。）は平成21年4月13日付け千葉市長宛て要望書で、韓国民団所有の「千葉韓国会館」は営利を目的にすとか個人が使用するといった建物ではなく、極めて公共性の高い、いわゆる公民館的な役割を果たしている建物とし、平成21年度の固定資産税及び都市計画税の免除を求めた。（証2）
- 3) 民団千葉県本部が千葉韓国人商工協同組合を納税義務者とした減免申請書を、平成21年4月13日千葉市中央区長に提出した。（証3）
- 4) 千葉市長は民団千葉県本部からの減免申請書を平成21年4月14日收受、平成21年5月27日起案、平成21年5月29日を決裁とし、民団千葉県本部の土地・家屋の固定資産税及び都市計画税を全額免除とした。（証4）
- 5) 千葉市中央区長は納税義務者を千葉韓国人商工協同組合とした固定資産税・都市計画税を全額減免すると通知した。（証5）
- 6) 「在日本大韓民国民団」について

在日本大韓民国民団中央本部のHPには民団の基本性格として以下のことが述べられている。「在日韓国人の法的、政治的、社会的權益を擁護し、民族教育と文化を向上する活動は特定個人や一部集団の営利でなく、在日韓国人全体のための営利をめざす組織です。」

また、民団の綱領として「在日韓国国民として大韓民国の憲法と法律を遵守します。」とも述べている。（証6）

- 7) 「地方参政権獲得運動」について

在日本大韓民国民団は平成21年を地方参政権獲得の「勝負の年」「苦節16年の総決算」として政治活動を行なっている。（証7）

そして、直近の政治活動では平成21年5月31日「永住外国人に地方参政権を！5・31集会」を銀座に於いて行い、デモも敢行した。

この集会は民主党副代表、公明党副幹事長、共産党総務部会長、新党日本副代表が出席した政治集会である。（証8）

また、平成21年8月30日の衆院選において、地方参政権付与を確約する立候補予定者を在日本大韓民国民団で全面的に支援し、団員を動員するとしている。（証9）

- 8) 民団千葉県本部は公民館的な役割があるとして減免を要求しているが、社会教育法第20条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教

養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とある。

公民館類似施設については社会教育法第42条に定めがあるが、社会教育法第20条に準ずると解すべきである。(証10)

在日本大韓民国民団では綱領・基本性格として、日本の憲法を遵守するのではなく、大韓民国の憲法と法律を遵守し、在日韓国人全体のための営利をめざす組織であると明言しているように、「千葉韓国会館」は在日韓国人の権益を擁護することを目的とした施設にすぎず、結果、一定地域内の住民の韓国語、韓国文化などの教育の機会を提供することを目的とした施設とはいえない。

また、在日本大韓民国民団の民団員は韓国籍しか認められず、日本に帰化した元在日韓国人は民団員とはなれない。(証11)

このように民団千葉県本部は韓国人のみの権益のために政治活動等を行なう団体であり、千葉市中央区役所課税課は「千葉韓国会館」の実態を精査せず、公益性を有してるとし、平成21年度の固定資産税及び都市計画税を全額免除した。

これらの行為は最終権限者である千葉市長及び千葉市中央区長、租税に責務のある財政局税務部長ほか担当職員がその責務を怠ったと言うほかなく、その結果千葉市に損害をもたらした。

よって監査委員は、千葉市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「千葉市長は民団千葉県本部に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の全額免除措置を取り消し、当該免除額を徴収すること。」

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

## 2 請求人 (略)

## 3 請求書の提出日

平成21年10月8日

## 4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

千葉市中央区長（以下「中央区長」という。）が行った千葉韓国会館（以下「本件会館」という。）に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免が、違法又は不当な財産の処分に該当するか否か。

### 2 監査対象部局

中央区役所及び財政局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成21年11月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、中央区役所及び財政局の職員が立会った。

### 4 関係職員等の陳述

平成21年11月2日に中央区役所及び財政局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

#### (1) 固定資産税及び都市計画税について

固定資産税とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項の規定により普通税として市町村が課すものであり、納税義務者は毎年1月1日現在、当該市町村において土地、家屋及び償却資産の固定資産を所有する者である。

その税額は、各固定資産の価格を基に算定された課税標準額に対し標準税率1.4/100を乗じて得た額である。

都市計画税とは、地方税法第5条第6項の規定により目的税として市町村が課すものであり、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理事業法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てられるものである。

納税義務者は前記と同様であり、その税額は、前記標準額に対し標準税率0.3/100を乗じて得た額である。

なお、両税については、地方税法に基づき不均一の課税をすることができる  
とされている。

## (2) 固定資産税及び都市計画税の減免について

### ア 地方税法における取扱い

固定資産税の減免について地方税法第367条では、市町村長は、①天災  
その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認  
める者、②貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者、③その他特別の事  
情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、当該税を減免  
することができるとしている。

なお、都市計画税の減免については、地方税法第702条の8第7項の規  
定により、都市計画税を固定資産税と併せて賦課徴収している場合で、市町  
村長が固定資産税を減免したときは、都市計画税についても、当該固定資産  
税と同じ割合により減免されるとしている。

### イ 市税条例における取扱い

千葉市（以下「市」という。）は、市税条例（昭和49年条例第6号。以  
下「条例」という。）第9条第1項において、①災害を受けた場合で減免を  
必要とするとき、②貧困により公私の扶助を受ける場合で減免を必要とする  
とき、③公益上その他の事由により、特に減免を必要とするときのいずれか  
に該当する場合、市長が市民税、固定資産税、その他の税を減免することが  
できるとしている。

そして、同条第2項において減免を受けようとする者は、納期限前7日ま  
でに、市長が定める事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添え  
て市長に提出しなければならないとしている。

また、市は、条例第50条において、条例の施行に関し必要な事項を規則  
で定めることとしている。

### ウ 市税条例施行規則における取扱い

市は、市税条例施行規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）  
第8条において、市民税や固定資産税等を減免するときは、別表第1から別  
表第5の該当する範囲内において必要に応じて減免するものとしており、固  
定資産税の前記イ③に該当する箇所は次のとおりである。

別表第2  
固定資産税

区 分	減 免 の 範 囲	減免の割合	適 用
* 条例第9 条第1項 第3号に 該当する 場合	1 学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人以外のものが知事の認可を得て設立した各種学校において直接教育の用に供する固定資産	全額	直接その用に供し、又は当該事実が発生した日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。
	2 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに社会福祉法人以外のものが、その設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	全額	
	3 町内会、自治会その他これらに類するものが所有し、又は他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産	全額	
	4 その他直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）で市長が必要と認めるもの	市長が適当と認める割合	

\*条例第9条第1項第1号及び第2号に該当する場合は略

## エ 減免事務取扱要領における取扱い

### (ア) 減免の認定基準

以上の法、条例、規則の定めを受けて、市は、条例第9条に定める固定資産税及び都市計画税の減免事務に係る取扱いの明確化・統一化を図るため、「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」（以下「要領」という。）を定めている。

その中で、前記ウ別表第2中3（以下「表中3」という。）に記載の「町内会、自治会その他これらに類するものが所有する固定資産」については、「町内会、自治会が所有する固定資産で、会本来の業務に使用するほか、地域住民に広く開放し区役所等の事業又はこれらに関連する公共事業のために無償で貸与するなど、直接会の用に供する固定資産を対象とする」としている。

また、前記ウ別表第2中4（以下「表中4」という。）に記載の「直接公益の用に供する固定資産」については、要領中「Ⅲ 認定基準について 3

市税条例第9条第1項第3号」において、「固定資産の名称のいかんにかかわらず、それが不特定多数の人の使用又は利用等のために現に供され、その利益が増進するようなもの」としている。

そして、それらに該当するものとして「チビッ子広場・運動広場」や「防火水槽用地」など15種の施設を例示し、そのうちのひとつとして「公益法人等若しくは、それ以外の者が所有しかつ公益の用に供される固定資産」が掲げられているが、その取扱いについては、「法人によっては、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業を行っている場合」もあることから、「市民に対し広く開放し、専ら公益の用に供している特定の部分については減免することができる」としている。

#### (イ) 減免の事務処理

要領中「Ⅱ 事務処理について」によると、市は、減免の決定に際し、公益法人等（法人税法別表第二に掲げる法人であり、民法第34条の規定により設立された社団法人及び財団法人、学校法人、宗教法人その他公益を目的とする事業を行う法人をいう。以下同じ。）が所有する固定資産についてその減免事由を証する書類として、①定款、②収支決算書、③事業計画（報告）書、④平面図を徴することとしている。

また、市は、決裁の流れについて、①減免基準が明確なものは区役所課税課長、②減免基準が明確でないものは市財政局税務部税制課と協議をした後に区長が行うものとしている。

さらに、公益法人等以外の者が所有する固定資産については、現地調査や周辺自治会からの聞き取り調査等により公益の用に供されている部分の判定を行うこととしている。

#### (3) 減免に係る市長権限の区長委任について

市は、条例第2条の2において、市長の権限の一部を規則で定めるところにより区長に委任することができるとしている。

これを受けて、市は、規則第2条第1項第1号の規定において、市税に係る徴収金の賦課徴収に関することを区長に委任するとしているが、同条第2項第9号の規定により、別表第1から別表第5までに規定する減免で、その範囲と割合について基準がないものに関することは、この限りでないとしている。

表中4の減免の割合は「市長が適当と認める割合」とされており、そのうち公益法人等については要領中別表第1-2においては、「任意」とされている。

また、市は、市決裁規程（平成4年訓令（甲）第1号）第4条において、区長・課長等が市長に代わって常時決裁できる事項を別表第1及び第2のとおりとし、そのうち減免に係る事務の専決者の区分は次のとおりである。

別表第1

2 財務に関する事項

(1) 歳入予算の執行

専決者 専決事項	副市長	局長 区長	部長	課長・第一類及び第二類の事業所の長(保健所にあつては総務課長、環境保健研究所にあつては医科学課長に限る。)
(1)～(4) 略				
(5)減免基準の明確でない歳入の減免		○(区長に限る。)	○	
(6)減免基準の明確な歳入の減免				○
(7)～(10) 略				

\*別表第1中1、2(2)、2(3)及び3は略

(4) 本件減免決定について

ア 減免対象

減免の対象とされた土地及び建物は下記(ア)及び(イ)に表示するとおりであり、それらに係る固定資産税等の納税義務者は、千葉韓国人商工協同組合(以下「組合」という。)となっているが、減免申請の申請者は在日本大韓民国民団千葉県地方本部(以下「県本部」という。)である。

在日本大韓民国民団(以下「民団」という。)とは、在日韓国人を構成員とする民族団体であり、昭和21年に設立された。東京都港区に中央本部が所在し、その他各都道府県に地方本部が置かれ、千葉県では、本件会館に県本部と県本部千葉支部(以下「千葉支部」という。)が、ほかに船橋、市川、柏などの県内8市に各支部が置かれている。

そして、綱領には、①大韓民国の国是を遵守する、②在日同胞の權益を擁護する、③在日同胞の経済発展をめざす、④在日同胞の文化向上を図る、⑤世界平和と国際親善を図るとの5項目が定められている。

また、組合は中小企業等協同組合法に定める協同組合として昭和61年5月に設立されたが、本件会館を主たる事務所としており、設立の目的は、登記簿では組合員の事業用消耗品等の共同購買や組合員に対する事業資金の貸付等とされている。

両者の関係については、請求書に添付の証3「県本部からの減免申請書の写し」に、県本部と組合とは同一の組織体である旨記載され、申請書の納税義務者との続柄の欄にも同一体と記載されている。



(ア) 土地

千葉市中央区新宿2丁目9番5	地積	99.40 m <sup>2</sup>
〃	9番6	地積 89.56 m <sup>2</sup>
〃	9番7	地積 145.95 m <sup>2</sup>
	合計	334.91 m <sup>2</sup>

(イ) 建物

千葉市中央区新宿2丁目9番8号

前記(ア)の土地に所在する鉄骨造陸屋根3階建、延床面積561.60 m<sup>2</sup>の事務所であり、各階の用途の内訳は下表のとおりとされている。

	用途	面積 (m <sup>2</sup> )
1階	県本部事務室	39.04
	千葉支部事務室	40.22
	倉庫	6.53
	会議室	47.08
	共用部分(ホール、廊下、トイレ、湯沸かし室、階段)	54.33
2階	千葉韓国人商工協同組合事務室	47.40
	LL教室	29.59
	韓国教育院	10.63
	教室	30.81
	共用部分(廊下、トイレ、湯沸かし室、階段、物置)	68.77
3階	大会議室	133.85
	厨房	16.99
	共用部分(廊下、トイレ、階段)	36.36

イ 経緯

本件の固定資産税及び都市計画税の減免に至る経緯は次のとおりである。

年月日	市の調査等の状況
平成21年 4月14日	県本部から前記(ア)及び(イ)に課せられた平成21年度の固定資産税及び都市計画税に係る減免申請書が提出される。
平成21年 5月26日	中央区役所課税課職員が、減免申請の対象施設へ赴き現地調査を行った。その結果、中央区役所課税課が把握した内容は概ね次のとおりである。 1 県本部は、本件会館において平成20年度国民登録移動状況141件、家族関係登録712件、旅券発給421件、合計1,274件の在日韓国人の戸籍整理や旅券作成等に係る事務が行われていた。 2 本件会館の2階LL教室において、千葉韓国教育院が主催す

	<p>る韓国語講座が通年で週9回、1回90分で開催されており、平成21年の受講者は99名であり、そのうち日本人受講者は92名とそのほとんどに及んでいる。</p> <p>また、在日韓国人の子どもはほとんど韓国語を話すことができず、これらの子ども達や日本人児童に対し受講料無料で土曜学校や夏期講座を開催している。</p> <p>3 県本部は、平成4年から毎年10月第二日曜日に市や市国際交流協会の後援の下に在日韓国人を含む多数の市民が参加する「10月のマダン」という日韓友好親善の集いを千葉中央公園において行っているが、そのための練習を本体会館3階の大会議室で行っている。</p> <p>4 その他、大会議室では県本部の総会や会議、各種交流の集まりなどが行われており、平成20年には本国の大学教育学部の学生が教育実習で来日し、在日韓国人の子どもに韓国文化を教えるための仮面劇が開催された。</p>
平成21年 5月29日	<p>前記減免申請に対し、市は、表中3及び4の規定により、これを承認し全額免除することを中央区役所課税課長の決裁により決定し、同日付で組合に対し固定資産税・都市計画税に関する通知書により賦課更正する旨中央区長名で通知した。</p>

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 減免決定の手續について

要領中別表1-2の公益法人等のうち本体会館の減免割合については、当該会館が建設された昭和58年当初から全額としていた。

そこで、当該減免はその範囲と割合について基準があるものと判断し、それに係る事務は条例第2条の2の規定により区長に委任され、また、それに係る決裁については市決裁規程第4条の規定により、基準が明確な減免であることから、中央区役所課税課長が専決できるものと考えている。

本件減免は所管課長の決裁を経て中央区長名で通知しており、適正に処理したものと考えている。

### (2) 減免申請者と納税義務者との相違について

本件減免対象の土地及び建物の所有者は県本部であるが、同本部は権利能力なき社団であり、登記簿上の所有者は組合となっている。

この点については、平成13年11月7日付け「所有権の帰属に関する確認公正証書」において、当該土地及び建物の真の所有者は県本部であるところ、同本部には法人格がなく同本部名義の登記ができないため、法人格のある組合の所有名義としたと記載されているのを確認している。

これを受けて、納税義務者は登記簿に記載の組合としたところであるが、減

免申請の申請者は県本部であり、両者の関係について申請書では申請者と納税義務者とは同一体である旨記載されている。

また、市は平成21年5月26日の現地調査においても、役員名簿の閲覧や県本部職員の聴取り調査から、①組合は県本部の傘下団体であり、役員の半数以上を同じくし、②定款に定める事業資金の貸付業務等は現在行っておらず、③組合の事務室に常駐の職員はおらず、県本部の職員が兼務していることを確認しており、前記申請については適正なものとして受理した。

なお、同様の事例として、自治会が固定資産を所有し、その登記簿上の名義が自治会長などの個人名となっているものについて、自治会から減免申請書が提出されているものがある。

### (3) 減免理由及び割合について

本件減免については、県本部が本件会館において、在日韓国人の戸籍整理及び旅券発給書類の作成業務等の大使館委任業務を行っていることや、日本人が多く参加し費用も実費程度の韓国語講座を行い、地域における日韓相互の文化交流や地域コミュニティづくりに貢献していること、さらに本国の文化を在日韓国人や日本人に紹介するための活動や練習を行っていることに鑑み、施設全体が表中4の細目を定めた要領中の「⑮ 公益法人等若しくは、それ以外の者が所有しかつ公益の用に供される固定資産」に該当すると総合的に判断し、規則第8条の規定により減免することとした。

なお、地域住民を対象に開催されている韓国語教室に関しては集会所の利用との類似性が一部認められることから、減免を認定する補強的要件として、平成18年度以前まで表中3を根拠として減免していた経緯も踏まえ、表中3についても併せて決裁に記載したものである。

そして、減免の割合については要領において「任意」と定められているので、地方税法第348条第9項において外国大使館等の用に供する固定資産が非課税とされていることや以前適用していた表中3の規定が全額であることに鑑み、全額減免が相当であると判断した。

## 3 判断

### (1) 納税義務者について

本件減免は、組合を名宛人として中央区長名による「固定資産税・都市計画税に関する通知書」により行われているが、監査対象部局の説明のとおり、本件会館に係る土地及び建物の所有権は、実質的には県本部であると確認できるところである。

したがって、本件会館に係る土地、建物の固定資産税及び都市計画税の形式上の納税義務者は名義上の所有者である組合と言うほかはないが、県本部による減免申請を適法なものとして受理したことには特に問題はない。

## (2) 本件減免の法的根拠について

固定資産税の減免については、地方税法第367条において、市町村長が条例の定めるところにより固定資産税を減免することを認めており、これを受けた条例第9条第1項では市長が①災害を受けた場合で減免を必要とする、②貧困により公私の扶助を受ける場合で減免を必要とする、③公益上その他の事由により、特に減免を必要とするを認めた場合に、減免できる旨規定されている。

なお、都市計画税については、固定資産税と同じ扱いになるとされている。

そして、これを受けた規則第8条では、表中3として「町内会、自治会その他これらに類するものが所有し、又は他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産」、表中4として「その他直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）で市長が必要と認めるもの」が減免の対象に該当するとされている。

税の賦課徴収については、租税法律主義に則り客観的かつ公平に行使されなければならないところ、税の減免については、本来行使すべき課税権を放棄すると言えるものであるが、法律、条例、その委任による規則等の範囲内において、一定の行政目的の下に地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられているものもある。

## (3) 減免理由及び減免割合について

本件減免については、監査対象部局の説明によれば、表中4を根拠に本件会館全体を全額減免したとされている。

すなわち、表中4の「その他直接公益の用に供する固定資産」の規定が適用されるための本件会館の公益性について、同会館で①在日韓国人のための戸籍整理や旅券作成等の在外公館的業務が行われていること、②団員以外の日本人が多く参加する韓国語講座が開催されていること、③市や市国際交流協会の後援の下に在日韓国人を含む多数の市民が参加する「10月のマダン」という日韓友好親善の集いの練習などが行われていることなどにより総合的に判断したとしている。

また、これらに加えて、監査対象部局は、前記②の韓国語講座も行われていることを公共的施設としての利用として、以前に表中3を減免理由としていたことから、表中3についても付加的理由としたとしている。

減免の割合については、表中4の場合には「任意」とされているところ、市は本件会館に係る固定資産税を全額減免し、その主たる理由として、地方税法において外国大使館等の用に供する固定資産が非課税とされていることに準じたものであるとしている。

しかし、表中4は、その文面からしても、減免割合が任意とされていることからしても、表中3あるいは表中の1又は2に該当しない場合に初めてその該当性が検討されるべきものと考えられる。

表中3は、「町内会、自治会その他これらに類するものが所有し、又は他か

ら無料で借り受けて」と定め、対象固定資産の所有者若しくは借主の公益的性格に着目しており（それ故、その利用方法についても「公共的施設として直接その本来の用に供する」と規定しているのである。）、県本部が表中3に該当する公益的性格を有する団体であるとするれば、本件会館がその本来の用に供されている以上、直接表中4を適用する余地はないはずである。

このように、市の決裁に係る根拠となる規定の適用について、混乱のあることは否めないが、固定資産の減免に関する法、条例、規則及び要領を総括すれば、少なくとも対象固定資産の利用状況が公益に資するものであると認定できるときは、減免をすることが可能となるのであるが、市長の裁量はこの点において羈束されているものと言うべきである。

#### (4) 本件会館の利用状況とその公益性について

前記の「1 事実の確認」、「2 監査対象部局の説明」及び現地調査によれば、次の事実が認められる。

本件会館の1階部分（187.2㎡）は県本部や千葉支部の事務室、倉庫、会議室、ホールなどである。事務室は5人の常勤職員が主に在日韓国人の戸籍業務や旅券作成等の事務や相談を行う場所であり、昨年度は年間1,274件の事務処理を行っている。会議室は大小2種類あり、それぞれに役員用の執務机や会議用の応接セットが備え付けられている。

2階部分（187.2㎡）は組合の事務室やLL教室、韓国教育院の部屋や教室などである。組合の事務室には2人分の執務机と応接セットが備え付けられているが、職員はおらず、1階の常勤職員が対応することとしているが、実際には専ら民団青年会千葉県地方本部の利用に供されている。LL教室は韓国語講座が行われる部屋であり、受講生用の机や椅子のほか、授業中に使用されるテレビやスピーカーが設置され、また仮面劇で使用される仮面など韓国文化を紹介する物品も展示されている。韓国教育院の部屋はそのための講師控室となっている。教室には、応接セットが備え付けられ、専ら民団婦人会千葉県地方本部が使用している。

3階部分（187.2㎡）は大会議室と厨房である。大会議室は133.85㎡で舞台が備え付けられており、そこでは総会や仮面劇、本部主催の日韓友好親善の集いである「10月のマダン」の練習などが行われ、そのための用具の保管場所としても利用されている。厨房は16.99㎡の簡素なもので会議室に付随する施設である。

そこで、その利用状況についてみると、1階については、市内及び県内に在住する在日韓国人が旅券作成等の手続を行う場合、東京その他の韓国在外公館にまで出向かなければいけないところ、実際には多数の在日韓国人が全国各地に居住しているため、通常日本人がそれらの手続を行う際に最寄りの都道府県や市町村が設置する事務所に出向くのと同様に、民団が駐日韓国大使館から委任を受けてそのような便益を在日韓国人に提供しているものである。

2階については、受講者の9割以上が日本人の地域住民である韓国語講座を開催しており、当該講座は本件会館周辺の地域住民に言語の理解を通して韓国の文化を紹介し、在日韓国人と日本人との地域交流に資するものとなっているところであり、また、母国語を話せない在日韓国人児童に本件会館の2階にあるLL教室で韓国語教育を行っている。

3階については、市や市国際交流協会の後援の下に在日韓国人を含む多数の市民が参加する「10月のマダン」の練習に使用されたり、県本部の総会やその他韓国の文化を紹介するための各種活動に利用されている。

以上の利用状況からすれば、本件会館は、県本部の構成員のための便益を主としつつ、地域住民のための施設の提供、各種交流事業の実施という対外的な公益事業に利用されているものと言える。

そうすると、本件会館は主として県本部構成員の互助的な事業の用に供されていると考えられるので、この点で公益性が問題となる。

なぜなら、表中4に記載の「直接公益の用に供する固定資産」に関しては、所有する「法人によっては、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業を行っている場合」もあることを念頭に、当該部分を減免の対象から外すことが要領において注記されているからである。

要するに、対象固定資産について、その一部が「特定の者の福利厚生、収益事業」に供されているとすれば、その部分については、公益性が否定され、その根拠規定が表中4の場合は当然として表中3であっても、減免の対象から外されることになるのである。

ところで、民団は全国的な組織であり、県本部は県内在日韓国人の自治組織として、その構成員の殆どは歴史的な背景の下に、我が国に生まれ、育ち、生活の本拠を置いているのであるが、一方で国籍を有しないことにより日本人と同様の便益を受けることができないでいる。

県内の在日韓国人の数は、おおよそ18,000人に及んでいる。

そうすると、県本部が本来的に団員相互の利益を目的とする互助的な組織であるとしても、その規模、組織、事業内容からすれば、在日韓国人を構成員とする自治組織として自治会に準じて取扱うことができよう。

したがって、本件会館は、大使館、領事館等と類似する公益性が認められるほかに、自治会、町内会が自治会館などを所有し、専ら自治会の構成員のために利用されていることが公益と判断されるように、本件会館を団員が利用することについても公益性を認めることができると考える。

なお、公益とは、日本国籍を有する者のみの利益に限定されるものではなく、社会一般の利益になるかどうかによるものである。

以上のとおり、本件会館については、在外公館的業務を初め、県本部について自治会類似の公益性を認めうるから、在日韓国人及びその地域における役割、地域交流などの活動、その他多岐に亘る互助的な事業を踏まえ、監査対象部局が

結論として本件会館を全体的にその公益性を認め全額を減免したことについては、首肯できるところである。

したがって、本件減免について、市長等の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなかったものとする。

また、請求人は、民団が地方参政権獲得運動など政治活動を行う団体であるから、減免することは違法不当である旨主張しているが、本件会館の使用規則には「政治的集会及び宗教的集会等のご利用は出来ません。」と明記され、政治活動をすることが禁止されており、また実際にも本件会館において地方参政権獲得運動のための集会その他の行事が行われた事実は認められない。

本件会館の利用状況に係る公益性に照らせば、民団が政治的活動も行っている団体であることをもってその公益性が損なわれるとは解されず、請求人の主張には理由がない。

さらに、請求人は、本件会館に公民館的役割があるとして減免をすることは、社会教育法の定めを踏まえると、前記の民団の綱領・基本性格からして問題があると主張している。

確かに、県本部から提出された減免申請書添付の要望書には公民館的役割を果たしているとの記載があるが、前記のとおり、本件減免については公民館類似施設であることをその理由とはしていないものである。

#### (5) 減免の事務処理手続について

本件減免の事務処理手続については、その決裁を中央区役所課税課長を専決権者として行われたものであるが、表中4を減免の理由とすれば、その減免割合は「市長が適当と認める割合」ないしは「任意」と定められており、必ずしも減免基準が明確になっているとは言えない。

この点について、監査対象部局は本件会館に対する減免が建設当初から長きに亘り全額減免としてきた事実により、決裁規程上の減免基準の明確な歳入として課長専決としたと説明しているが、疑問の残るところである。

また、減免理由について、監査対象部局の説明によれば、在外公館的業務などの利用状況を総合的に捉えて表中4が減免の理由であり、表中3については付加的な理由としているが、決裁文書上は単に「表中3及び4」となっており、決裁の文言上、3と4の関係は説明されていない。

このように、決裁の事務処理手続に不明確な点があることは前記のとおりであるが、その背景としては、前記のとおり本件会館に関して言えば、要領によって定型的に判断することのできるものではなく、公益性について、個別に判断して裁量権を行使すべき事例であるにもかかわらず、平成18年度以前までは、その利用状況などを十分に検討せず前例に倣い表中3を減免の根拠としてきたことに起因しているものと考えられる。

実質的には、本件会館の利用状況全体を総合的に捉え県本部自体の公益性

格を判断していると認められるところから、本件減免が市長等の裁量を逸脱又は濫用したものとは言えず、違法不当となるものでないとする。

#### 4 結論

以上により、中央区長が行った本件会館に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免について、違法又は不当な財産の処分であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### 5 意見

市税の賦課徴収においては、公平性の確保は極めて重要な原則であり、税の減免が行われるに際しては、定型的な減免の場合を別とすれば、裁量権の行使に当たっては、減免の対象やその理由、割合を可能な限り客観的で明確なものとするのが、市民に対する説明責任として求められるとすべきである。

こうしたことから、減免に係る裁量権の行使に当たっては、従来慣行に拘泥することなく、公益性の認定や減免割合について適切な判断に努められることを要望する。